

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人まほろばの役員の報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 役員が理事会に出席したときは、別表 1 により報酬及び交通費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第 4 条の報酬及び交通費はこれを支払わないものとする。

2 評議員及び役員が評議員会に出席したときは、別表 1 により報酬及び交通費を支払うことができる。

(役員及び評議員勤務報酬等)

第4条 役員が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び交通費を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表 3 により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(改正)

第7条 本規程を改正しようとするときは、評議員会の決議を経なければならない。

附則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より適用する。

附則 2

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。

附則 3

この規程は、平成 30 年 9 月 3 日より適用する。

社会福祉法人まほろば 役員報酬規程別表

別表 1(日額)

名称	報酬	交通費
理事会及び評議員会出席報酬等	10,000 円	実費

別表 2(日額)

名称	報酬	交通費
役員及び評議員勤務報酬等	10,000 円	実費

別表 3(日額)

旅費	宿泊費	報酬	その他
実費	実費	15,000 円	実費